

訪問介護及び第 1 号訪問事業における一体的運営の取扱い

1 サービス提供責任者等の取扱い

訪問介護、訪問介護相当サービス及び生活援助型訪問サービスのうち、いずれか2つのサービス又は全てのサービスを一体的に運営する場合の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 訪問介護・訪問介護相当サービスにおけるサービス提供責任者は、訪問介護・訪問介護相当サービスの利用者が40人又はその端数を増すごとに1人以上配置
- 2 生活援助型訪問サービスにおける訪問事業責任者は、当該サービスの利用者数にかかわらず常勤換算で1人以上配置。
- 3 ただし、次の場合は、訪問介護又は訪問介護相当サービスのサービス提供責任者を訪問事業責任者とすることができる（訪問事業責任者を別途配置しなくてよい。）
 - (1) 訪問介護・訪問介護相当サービスの利用者数が40人以下である場合で、生活援助型訪問サービスの利用者数が、40人から「訪問介護・訪問介護相当サービスの利用者数」を引いた数以下である場合
 - (2) 訪問介護・訪問介護相当サービスの利用者数が40人を超える場合で、生活援助型訪問サービスの利用者数が、40人から「訪問介護・訪問介護相当サービスの利用者数を40で割った余りの数」を引いた数以下である場合

(事例1)

訪問介護	訪問介護相当サービス (現行相当サービス)	生活援助型訪問サービス (緩和基準サービス)
30人	10人	5人

サービス提供責任者：1人
(上記2つのサービスの利用者数：40人)

訪問事業責任者：1人

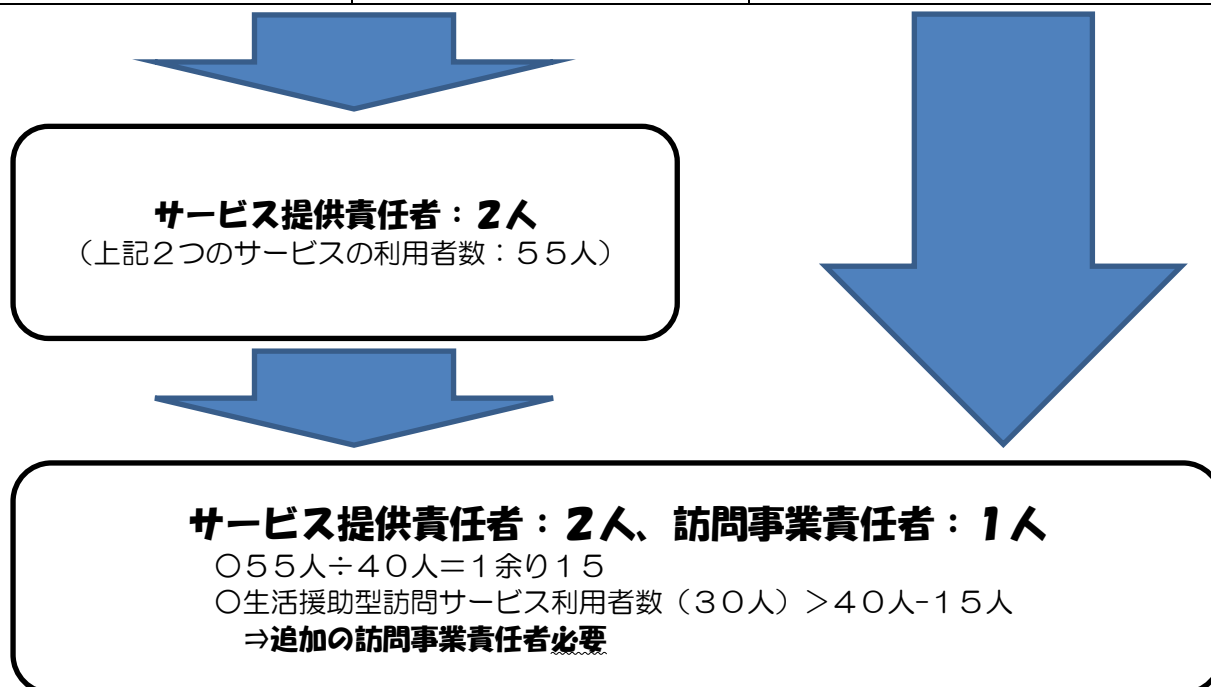
(事例2)

訪問介護	訪問介護相当サービス (現行相当サービス)	生活援助型訪問サービス (緩和基準サービス)
30人	5人	3人

サービス提供責任者 (= 訪問事業責任者)：1人
 ○訪問介護・訪問介護相当サービスの利用者数：35人
 ○生活援助型訪問サービス利用者数(3人) ≤ 40人-35人
 ⇒追加の訪問事業責任者不要

(事例3)

訪問介護	訪問介護相当サービス (現行相当サービス)	生活援助型訪問サービス (緩和基準サービス)
30人	25人	30人



2 訪問介護員等

訪問介護、訪問介護相当サービス及び生活援助型訪問サービスのうち、いずれか2つのサービス又は全てのサービスを一体的に運営する場合は、訪問介護又は訪問介護相当サービスの基準を満たす必要があるため、それぞれの利用者数にかかわらず、訪問介護又は訪問介護相当サービスの訪問介護員等（介護福祉士等の有資格者）を常勤換算で2.5人以上配置する。

(事例1) ○

介護福祉士等の有資格者（訪問介護・訪問介護相当サービスの訪問介護員等）	生活援助型訪問サービス従事者研修修了者又はこれと同等の知識を有する者
常勤換算2.5人	常勤換算0.3人

(事例2) ×

介護福祉士等の有資格者（訪問介護・訪問介護相当サービスの訪問介護員等）	生活援助型訪問サービス従事者研修修了者又はこれと同等の知識を有する者
常勤換算2.0人	常勤換算3.5人

3 管理者

訪問介護、訪問介護相当サービス及び生活援助型訪問サービスのうち、いずれか2つのサービス又は全てのサービスを一体的に運営する場合は、常勤の管理者を1人配置すればよい（兼務可能）。